

# 未請求の方々への取り組みについて

## <これまでの経過>

- ▶ 弊社は、事故発生時に避難等対象区域に居住し、精神的損害の賠償対象となる方（約16.5万名）を対象に、ご請求をいただく取り組みを2013年から継続的に実施。
- ▶ 2013年時点において、約1万名の方々にご請求をいただけていなかったが、戸別訪問・ダイレクトメールの送付等を実施した結果、2020年7月末時点で約780名となった。

## <今後の対応>

個別の事情で未だご請求に至っていないの方々について、最後のお一人まで賠償を貫徹すべく、以下のとおり対応する。

### ▶ 弊社独自の取り組み（継続）

上記の方々に限定せず、賠償についてお問い合わせいただいた機会をとらえて、損害の状況を伺いながら、ご請求いただける損害項目についてご案内を実施。

### ▶ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構との連携

原子力損害賠償・廃炉等支援機構が作成・配布した未請求に係わるチェックリストについて、コールセンターや窓口で円滑に対応が出来るよう連携。

未請求の損害項目を確認した場合、ご請求書の送付や戸別訪問等によるご請求のお手伝いを実施。

## <消滅時効に関する弊社の考え方>

- ▶ 時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も新々・総合特別事業計画の「3つの誓い」に掲げているとおり、最後のお一人まで賠償を貫徹すべく、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただく。
- ▶ また、同旨について、第4次総合特別事業計画に記載するよう検討する。

以上